

横須賀市若年がん患者在宅療養支援事業助成金交付要綱

令和7年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、若年がん患者が住み慣れた自宅で安心して療養生活を送ることができるよう、患者及びその家族の身体的、経済的、精神的負担の軽減を図ることを目的とする横須賀市若年がん患者在宅療養支援事業（以下「本事業」という。）において、在宅療養生活に要する介護サービス費用に助成金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 本事業の助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 横須賀市住民基本台帳に登録がある40歳未満の者
- (2) がんに罹患した者のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断した者
- (3) 在宅での療養に当たり次条第1項各号に掲げるサービスを受ける必要がある者
- (4) 市税の滞納がない者
- (5) 横須賀市暴力団排除条例（平成24年横須賀市条例第6号）第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団員等でない者

(助成対象経費及び助成金の額)

第3条 本事業の助成金の対象となる経費は、助成対象者が在宅で療養するために必要とする次に掲げるサービス（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に基づき、指定された事業者が提供するサービスに限る。）の利用等に要する費用とする。

- (1) 法第8条第2項に規定する訪問介護に相当するサービス
- (2) 法第8条第3項に規定する訪問入浴介護に相当するサービス
- (3) 法第8条第12項に規定する福祉用具貸与又は同条第13項に規定する特定福祉用具販売に相当するサービス

2 前項各号に掲げるサービスについて、他の制度において費用の助成、支援等を受けることができる場合は、本事業の助成対象外とする。

3 本事業の助成金の額は、助成対象経費に10分の9を乗じて得た額とし、別表に定める助成上限額を限度とする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属する者については、同表に定める助成上限額を助成割合で除して得た額の範囲内で、助成対象経費の全額を助成する。

(登録及び登録期間)

第4条 本事業の助成金の交付を受けようとするものは、事前に登録しなければならない。

2 前項の登録期間は、次条の登録の申請を受理した月の1日を始期とし、第2条の助成対象者に該当しなくなった日の前日までとする。

3 前項の規定にかかわらず、助成対象者が死亡したとき又は市外に転出したときは、当該事由の発生した日をもって登録期間が終了したものとする。

(登録の申請)

第5条 本事業の前条第1項の規定による登録の申請をしようとする者(以下「登録申請者」という。)は、横須賀市若年がん患者在宅療養支援事業登録申請書(第1号様式。以下「登録申請書」という。)に、横須賀市若年がん患者在宅療養支援事業に係る意見書(第2号様式。以下「意見書」という。)及び市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合には、登録申請書の提出日より後に意見書を提出することができる。

(医師の意見聴取)

第6条 市長は、登録申請書の審査にあたり必要があると認める場合は、登録申請者の病状及び治療内容について医師の意見を求めることができる。

(登録及び通知)

第7条 市長は、第5条の登録の申請があったときは、内容を審査の上、速やかに登録の可否を決定するものとする。ただし、意見書が登録申請書より後に提出される場合には意見書を受理した後に、又は前条に規定する医師への意見を求める場合には回答を受理した後に決定する。

2 前項の審査の結果、登録することを決定したときは、横須賀市若年がん患者在宅療養支援事業登録通知書(第3号様式)により、又は登録しない旨を決定したときは、横須賀市若年がん患者在宅療養支援事業登録却下通知書(第4号様式)により登録申請者に通知する。

(登録内容変更又は中止の届出義務)

第8条 前条第2項の規定による通知を受けた登録申請者(以下「登録者」という。)は、本事業の登録期間中において、次の各号のいずれかに該当するときは、横須賀市若年がん患者在宅療養支援事業登録内容変更(中止)届出書(第5号様式。以下「変更(中止)届出書」という。)により、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 住所等申請内容に変更が生じたとき
- (2) 本事業を利用する必要がなくなったとき
- (3) 第2条の助成対象者に該当しなくなったとき

(登録の中止又は取消し)

第9条 市長は、第4条第2項に規定する登録期間において、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、本事業の登録を中止し、又は登録を取消することができる。

- (1) 在宅療養の継続が困難であると認めたとき
- (2) 第2条の助成対象者に該当しないと認めたとき
- (3) その他市長が本事業の登録について適当でないと認めたとき

2 市長は、前項の規定による本事業の登録の中止又は取消をしたときは、横須賀市若年がん患者在宅療養支援事業登録中止（取消）通知書(第6号様式)により登録者に通知する。

(助成金の交付申請及び期限)

第10条 登録者は、第3条第1項各号に掲げるサービスを利用したときは、1か月単位で作成した横須賀市若年がん患者在宅療養支援事業助成金交付申請書(第7号様式。以下「交付申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する交付申請書は、サービスを利用した日が属する月の月末から起算して1年を経過する日までに提出しなければならない。

(助成金交付の決定)

第11条 市長は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは内容を審査し、助成金を交付することが適当と認めたときは、助成金の交付を決定する。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付を決定したときは、横須賀市若年がん患者在宅療養支援事業助成金交付決定通知書(第8号様式)により登録者に通知する。

(実績報告)

第12条 規則第10条に規定する実績報告書は、第9号様式による。

2 規則第10条に規定する市長の定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 助成対象経費に係る領収書
- (2) 助成対象とするサービスに係る費用明細書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(助成金の請求)

第13条 登録者は、第11条第1項の規定による交付の決定を受けたときは、速やかに請求書(第10号様式)を市長に提出しなければならない。

(手続の委任)

第14条 助成対象者は、本事業に係る一切の手続を民法(昭和29年法律第89号)第656条において準用する第643条に基づき委任することができ、受任者は同法第653条第1項第1号の規定にかかわらず、助成対象者の死亡後もその効力を有するものとする。

(助成金の交付取消し等)

第15条 市長は、規則第14条に規定するもののほか、第9条第1項各号に該当する場合には、助成金の交付決定を取り消し、その者に対して、期限を定めて当該助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）サービス等の区分ごとの助成割合及び助成上限額

サービスの内容	助成割合	助成上限額
福祉サービス利用料 ・ 訪問介護 ・ 訪問入浴介護 ・ 福祉用具貸与 ・ 福祉用具購入	9 / 1 0	月額 5 4 , 0 0 0 円

第 1 号様式（第 5 条関係）

横須賀市若年がん患者在宅療養支援事業登録申請書

年 月 日

横須賀市長あて

住所

申請者

氏名

横須賀市若年がん患者在宅療養支援事業に係る助成を利用したいので、必要書類を添えて申請します。

なお、利用及び助成の可否、助成額等を判断するために必要がある場合には、下記調査を行うことに同意します。

- ・ この事業の実施に関し必要な住民基本台帳に記載された情報を閲覧すること。
- ・ 医療機関に病状及び治療内容を照会すること。
- ・ 対象サービスの提供事業者の内容を照会すること。
- ・ 公的制度受給状況や本事業と同様のサービス等の利用状況を照会すること。
- ・ 申請者の租税に関する公簿を閲覧すること。

助成対象者 (甲)	フリガナ		生 年 月 日
	氏 名		年 月 日
	住 所	☐ 申請者と同じ ☒ 横須賀市	連絡先（電話番号）
生活保護受給の有無			☐ 有 ☐ 無
障害者総合支援法による給付又は小児慢性特定疾病医療費支給認定の有無			☐ 有 ☐ 無

甲は、民法第 653 条第 1 項第 1 号の規定に関わらず、乙に横須賀市若年がん患者在宅療養支援事業に係る一切の手続きを委任します。

※受任者を指定いただくことで、助成金の交付申請、請求及び受領等の手続きを受任者が代理することができます。

受任者 (乙)	フリガナ		生 年 月 日	甲との関係
	氏 名		年 月 日	
	住 所	☒ 横須賀市	連絡先（電話番号）	

【添付が必要な書類】

☐ 横須賀市若年がん患者在宅療養支援事業に係る意見書（第 2 号様式）

横須賀市若年がん患者在宅療養支援事業に係る意見書

フリガナ		生年月日	年 月 日
氏 名			
住 所			
病 名			
特記事項等			
上記の者は、一般に認められている医学的知見に基づき、横須賀市若年がん患者在宅療養支援事業助成金交付要綱第 2 条第 2 号に掲げる要件に該当するがん患者（介護保険法の第 2 号被保険者が要介護認定又は要支援認定を受ける状態と同等）と判断できる。 横須賀市長あて 年 月 日 医療機関名 住 所 電 話 番 号 医 師 名 印 （自署の場合は押印不要）			

第3号様式（第7条第2項関係）

年 月 日

様

横須賀市長 上地 克明

横須賀市若年がん患者在宅療養支援事業登録通知書

年 月 日付で申請のありました横須賀市若年がん患者在宅療養支援事業については、次のとおり利用の登録を決定いたしましたので、横須賀市若年がん患者在宅療養支援事業助成金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

なお、住所変更等申請内容に変更が生じた場合は、速やかにその旨を届け出てください。

1 登録期間

年 月 日～要綱第2条の状態が継続している期間

2 利用者の氏名及び住所等

氏 名		生年月日	年 月 日
住 所			

3 利用条件

次のいずれかに該当することとなったときは、市長の請求に応じ、当該助成金を返還すること。

- （1）偽りその他の不正の手段により助成金の交付を受けたとき
- （2）横須賀市若年がん患者在宅療養支援事業助成金交付要綱に違反したとき

第4号様式（第7条第2項関係）

年 月 日

様

横須賀市長 上地 克明

横須賀市若年がん患者在宅療養支援事業登録却下通知書

年 月 日付で申請のありました横須賀市若年がん患者在宅療養支援事業につきましては、次の理由のとおり登録しないことを決定いたしましたので、横須賀市若年がん患者在宅療養支援事業助成金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

却下理由

第5号様式（第8条関係）

横須賀市若年がん患者在宅療養支援事業登録内容変更（中止）届出書

年 月 日

（届出者）住所

氏名

電話

横須賀市長あて

横須賀市若年がん患者在宅療養支援事業登録申請書の内容に変更が生じたので、下記のとおり届け出ます。

1 助成対象者の氏名及び生年月日

フリガナ		生 年	
氏 名		月 日	年 月 日

2 変更区分

変更 ・ 利用中止

3 変更事項

変更前	変更後

第6号様式（第9条第2項関係）

年 月 日

様

横須賀市長 上地 克明

横須賀市若年がん患者在宅療養支援事業登録中止（取消）通知書兼返還請求書

年 月 日付で登録決定した横須賀市若年がん患者在宅療養支援事業については、次の理由のとおり登録を取り消しましたので、横須賀市若年がん患者在宅療養支援事業助成金交付要綱（以下「要綱」という。）第9条第2項の規定により通知します。

決定を取り消した理由

第7号様式（第10条第1項関係）

横須賀市若年がん患者在宅療養支援事業助成金交付申請書

年 月 日

横須賀市長あて

住所 _____

申請者 氏名 _____

電話 () _____

☐ 申請者と同じ

住所 _____

代理人 氏名 _____

電話 () _____

年 月 日付登録されました横須賀市若年がん患者在宅療養支援事業の助成金として、横須賀市若年がん患者在宅療養支援事業助成金交付要綱第10条の規定により、次のとおり交付申請します。

(年 月分)

サービス利用料 (A)	$A \times 0.9$ (B)	補助上限額 (C)	補助金 B又はCのいずれか少ない額
円	円	54,000 円※	円

※生活保護世帯に属する方は、上限6万円の範囲内で自己負担額が免除となります。

第 8 号様式（第 11 条第 2 項関係）

横須賀市若年がん患者在宅療養支援事業助成金交付決定通知書

申請者住所氏名 横須賀市長 年 月 日 印 年 月 日付けで申請のあった横須賀市若年がん患者在宅療養支援事業助成金の交付については、次のとおり決定したので、横須賀市若年がん患者在宅療養支援事業助成金交付要綱第11条第2項の規定により通知する。	
補助金等の名称	横須賀市若年がん患者在宅療養支援事業助成金
補助事業等の名称	横須賀市若年がん患者在宅療養支援事業
交付金額	
交付条件	次のいずれかに該当することとなったときは市長の請求に応じ、当該助成金を返還すること。 （１）偽りその他の不正の手段により助成金の交付を受けたとき （２）横須賀市若年がん患者在宅療養支援事業助成金交付要綱に違反したとき

実 績 報 告 書

(あて先)横須賀市長 _____年____月____日 〒 住所 横須賀市_____ 申請者 フリガナ 氏名_____	
補助事業等の名称	横須賀市若年がん患者在宅療養支援事業
交 付 決 定 額	円
精 算 額	
補助事業等完了年月	年 月
精算に係る収支明細	
添 付 書 類	☐ 助成対象経費に係る領収書 ☐ 助成対象とするサービスに係る費用明細書の写し (サービス内容、利用回数、金額等が記載されたもの)
(事務処理欄)	

請 求 書

金.....円

横須賀市若年がん患者在宅療養支援事業助成金として
上記のとおり請求します。

.....年.....月.....日

〒

申請者 住所 横須賀市.....
フリガナ
氏名.....

〒

代理人 住所 横須賀市.....
フリガナ
氏名.....

(あて先)横須賀市長

上記の支払金は、下記口座へ振込んでください。

なお、申請者と振込先の口座名義人が異なる場合は、口座名義人を代理人とし、下記口座への振込をもって請求金の受領と認めます。

振 込 先 金 融 機 関							
銀 行・信用金庫 信用組合・農 協				本 店 支 店 支 所			
預金の種類(該当に○)		口座番号 (右づめ)					
1 普 通 預 金							
2 当 座 預 金							
フリガナ							
口座名義 (通帳名)							